

令和4年3月25日（投げ込み日）

**雲 仙 市**

担当課	農林水産部	農林課
担当者	課長 岩本	忠彦
電 話	0957-38-3111	
F A X	0957-38-3514	

**「諫早湾干拓事業に関する請求異議訴訟・差戻審の判決」について**

このことについて、令和4年3月25日に平成22年の福岡高裁開門確定判決に基づく強制執行を行う効力を排除するために国が提起していた請求異議訴訟の差戻審において、福岡高裁から、国の請求を認める旨の判決が出されました。

これを受け、別添のとおり市長がコメントを発表いたしますので、報告いたします。

## 請求異議訴訟・差戻審の福岡高裁判決に対する

### 雲仙市長コメント

本日、平成22年の福岡高裁開門確定判決に基づく強制執行を行う効力を排除するために国が提起していた請求異議訴訟の差戻審において、福岡高裁から、国の請求を認める旨の判決が出されました。

本市は、訴訟の当事者ではございませんのでコメントさせていただく立場にありませんが、この判決により、開門を命じた平成22年の福岡高裁確定判決に基づく強制執行を許さないとされたことは、福岡高裁が開門問題に関し、「開門を認めない」との判断を明確にしたものと受け止めております。

今後、これまでと同様に長崎県及び諫早市と連携し、開門することなく、有明海再生に向けた具体的な方策が講じられるよう適切に対処してまいります。